

常任委員会の審査報告

総務市民常任委員会

二本松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定 及び一般会計補正予算について

○二本松市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

問 育児休業の取得要件緩和の具体的内容と休業中の報酬についてはどうなるのか。

答 この条例改正については、主に男性の会計年度任用職員を対象とした、子の誕生日から8週間以内の期間に取得できる育児休業が、これまでの1回から2回取得可能となったこと等が主な改正点である。また、育児休業中の報酬については無報酬となるが、加入している健康保険からの育児休業手当金により6割程度収入が保障される。

意見 非常勤職員の育児休業が拡充され、休業中の報酬についても収入が保障されるとのことなので、良いことだが、育児休暇は取得しにくいと言われているので、取得しやすい雰囲気づくりも進めてほしい。

○令和4年度二本松市一般会計補正予算

問 災害廃棄物処理事業について、被災家屋等撤去処理費償還金に係る建物の内訳と面積は。

答 申請者が2件で、主に鉄骨造の建物であり、旅館の面積が2,728㎡で、旧結婚式場の面積が1,703㎡である。

意見 消防施設設備等維持管理経費について、市内には老朽化している施設があると思うので、点検を実施して早めの対応をしてほしい。



机上審査の様子

産業建設常任委員会

一般会計補正予算について

問 運輸業等事業継続支援事業について、運輸業の性質上、車両が必ずしも市内で事業を営んでいるものではないと考えるが、対象車両の考え方は。

答 市内に本社又は営業所等のある事業者が使用し、かつ、車検証の使用の本拠の位置が市内の車両のみを対象とする考えである。

問 対象車両について、トラックの積載容量等の違いによる取扱いの考えは。

答 予算積算上は大型トラックを基準としているが、積載容量等により燃費も違うことから、車種ごとの区分に応じた単価設定等について検討したいと考える。

意見 事業の執行にあたっては、対象車両の審査基準等を明確にし、予算の範囲内で適切に執行すべきである。

問 土木施設単独災害復旧事業について、被災箇所126箇所の地域ごとの内訳は。

答 二本松地域が道路80箇所と河川1箇所、安達地域が道路12箇所、岩代地域が道路19箇所と河川1箇所、東和地域が道路13箇所であり、合計で道路124箇所と河川2箇所の126箇所である。

意見 各種災害復旧事業については、迅速かつ適切に、被災箇所の復旧に向けて努めるように。



机上審査の様子

9月8日に付託された各議案は、9月12日に各常任委員会で詳細な審査が行われ、最終日27日の本会議で、各常任委員長から審査の経過と結果が報告されました。各常任委員長から報告された審査の主な状況をお知らせします。

文教福祉常任委員会

一般会計補正予算について

問 各施設の電気料金の増額について、現在の社会情勢を鑑みると、今後もエネルギー価格の高騰は想定されるが、その場合も、現在契約している電気事業者との契約を継続するのか。

答 各施設の電気調達の契約は入札により行っており、現在の電気事業者との契約は令和4年3月から令和6年2月までの2年間であり、その期間は継続して当該電気事業者から電気の供給を受けることとなる。

問 安達地方特別支援学校敷地造成事業について、今回整備する駐車場予定地が学校建設予定地から離れており、児童・生徒の送迎のために利用することを考えると利便性が良くない。学校の敷地内に駐車場のスペースが取れないのか。

答 今後、県において校舎等の実施設計が行われ、建物等の配置が検討される予定となっている。

意見 児童・生徒を送迎する車が、玄関前で乗降できる形で整備するなど、送迎の在り方を検討するよう県に要望してもらいたい。



机上審査の様子



現地調査の様子(安達地方特別支援学校敷地)

決算審査特別委員会

議案などを専門的、合理的、能率的に審査する常設の常任委員会のほかに、特定事件を審査するために特別委員会を設置することができます。

9月定例会では、令和3年度各会計決算を審査するため、決算審査特別委員会を設置しました。9月15日及び16日に、全体会で机上での総括審査を行った後、分科会に分かれ質疑・討議が行われました。

